府令・省令

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年三月二十五日

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤　勝信
文部科学大臣　阿部　俊子
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌
環境大臣　浅尾慶一郎

産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令

産業競争力強化法施行規則（平成三十年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則（第一条―第五条）	第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　削除	第二章　削除
第二章の二　事業適応の円滑化	第二章の二　事業適応の円滑化
第一節　事業適応計画（第十一条の二―第十一条の六）	第一節　事業適応計画（第十一条の二―第十一条の六）
第二節　特例措置（第十一条の七―第十一条の二十）	第二節　特例措置（第十一条の七―第十一条の二十一）
第三章　事業再編の円滑化	第三章　事業再編の円滑化
第一節　事業再編計画（第十二条―第十六条）	第一節　事業再編計画（第十二条―第十六条）
第二節　特別事業再編計画（第十七条―第二十一条の三）	第二節　特別事業再編計画（第十七条―第二十一条の三）
第三節　特例措置（第二十二条―第四十一条の二）	第三節　特例措置（第二十二条―第四十一条の二）
第四章　創業等の支援（第四十二条―第四十六条）	第四章　創業等の支援（第四十二条―第四十六条）
第五章　雑則（第四十七条―第五十二条）	第五章　雑則（第四十七条―第五十二条）
附則	附則

（エネルギー利用環境負荷低減事業適応に係る課税の特例）

第十一条の二十　法第二十一条の三十五第二項の主務大臣の確認を受けようとする認定事業適応事業者は、認定事業適応計画の実施期間内の各事業年度において、当該各事業年度終了後一月以内に、様式第十八の十九による確認申請書（以下この条において「確認申請書」という。）を、主務大臣に提出しなければならない。

2　主務大臣は、確認申請書のほか、当該認定事業適応計画に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応が法第二十一条の三十五第二項の規定に基づく我が国産業の基盤強化に特に資することその他主務大臣が定める基準（令和七年財務省・経済産業省告示第五号。次項において「エネルギー利用環境負荷低減事業適応特例基準」という。）に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

3　主務大臣は、第一項の規定による確認申請書の提出を受けた場合において、速やかにエネルギー利用環境負荷低減事業適応特例基準に照らしてその内容を審査し、当該認定事業適応計画に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応がエネルギー利用環境負荷低減事業適応特例基準に適合するものであることを確認したときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定事業適応事業者に様式第十八の二十による確認書を交付するものとする。

（創業支援等事業計画の認定の申請）

第四十二条　（略）

2　（略）

3　市町村が実施する創業支援等事業と連携して特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）が実施する創業支援等事業がある場合には、申請書の提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一～四　（略）

第十一条の二十及び第十一条の二十一　削除

（創業支援等事業計画の認定の申請）

第四十二条　（略）

2　（略）

3　市町村が実施する創業支援等事業と連携して特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）が実施する創業支援等事業がある場合には、申請書及びその写しの提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一～四　（略）